

入学検定料の返還について

入学検定料の返還請求は、下記の場合に限り行うことができます。

○大学院 博士前期・後期課程

(1) 検定料の返還請求ができるもの

- ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった（出願書類を提出しなかった又は出願が受理されなかった）場合
- イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

※一般選抜、学内推薦特別選抜を併願した場合、出願が受理されたら返還の対象とはなりません。

返還請求の方法

以下のものを送付先へ郵送してください。必要に応じて、簡易書留等の到着が確認できる方法で速やかに送付してください。

- ・返還請求書
- ・口座振替依頼書
- ・返還を受ける口座の通帳写し(口座名義人、口座番号、支店番号がわかるもの)
- ・支払い明細、領収書など入学検定料の払い込みがわかるもの

<送付先>

〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮 820

埼玉県立大学 事務局入試担当

※大学に書類が到着後、指定口座への返還までは2～3カ月程度かかります。